

保健福祉課 介護保険係からのお知らせ

施設で食費や居住費の軽減を受けられる各種認定の更新時期です

現在負担限度額認定およびグループホーム家賃軽減認定を受けられている方の認定の有効期限は、平成29年7月31日です。6月中旬に更新案内をお送りしますので、8月以降も認定が必要な場合は手続きをお願いします。**更新の手続きをされなかった場合、有効期間終了後は軽減が受けられなくなります。**引き続き軽減を受ける方は必ず手続きをお願いします。

介護給付適正化について

介護給付適正化とは、必要とする介護サービスを過不足なく、適切に提供することにより、介護保険の質の向上を目指すものです。今後の介護保険料の上昇を抑えることにもつながります。

●介護給付費通知をお送りします●

平成28年10月から平成29年3月までに介護サービスを使われた方に、今月から来月にかけて当該期間中の介護サービス費用の一覧をお送りします。内容をご覧になり、お手持ちの領収証等と照らし合わせて金額や利用回数に相違がないかを確認してください。

●介護給付費適正化支援システム「トリトンモニター」を使用しています●

トリトンモニターは、要介護認定の情報と実際に行われたサービスの情報を突合し、必要なサービスが正しく提供されているかどうかを検証するシステムです。

(例) 寝たきりの状態に「手すり」や「歩行器」の貸与
上の例のようなサービスを発見した場合には、必要に応じて実態の調査などを行います。

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課介護保険係

電話 (0868) 54-2986

FAX (0868) 54-2891

妊産婦歯科健康診査をうけましょう!

妊娠中は女性ホルモンの分泌が増加し、虫歯や歯周病といった口内トラブルが起きやすい時期です。虫歯や歯周病を患っていると早産や低体重児のリスクが高いといわれています。妊娠を機に歯や口の中の健康に心がけ、お母さん自身そして生まれてくる赤ちゃんのためにも歯科健診をうけましょう。

鏡野町では、妊産婦さんを対象に産前2回・産後1回(産後1年以内)の計3回妊産婦歯科健康診査にかかる費用を助成しています。(治療費は助成対象外となります)

★受診手順は下記のとおりです。

	町内歯科医院	町外歯科医院
予約	必要です。	必要です(予約後、役場にご連絡ください)
費用	無料で受診できます。	5,000円を上限に助成
手続き	必要ありません。	受診後、役場にて償還払いの手続き ●持参するもの：申請書・領収書・受診票・ 印鑑・振込口座のわかるもの

※受診の際には、鏡野町が発行している受診票が必要になります。
受診票をお持ちでない場合は、保健福祉課へお問い合わせください。

お問い合わせ先

保健福祉課 子育て支援係 電話 (0868) 54-2986 FAX (0868) 54-2891

